



訴 状

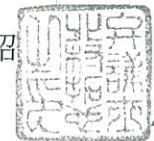
平成30年8月3日

神戸地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士 北 村 拓 也



同 弁護士 重 村 禎 昭



当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

不実告知等差止請求事件

訴訟物の価額 160万円

貼用印紙額 1万3000円

請求の趣旨

- 1 被告らは、被告らとの間で訪問販売にかかる上下水道に関する工事請負契約を締結し又は締結しようとする者に対し、当該契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、当該契約について、特定商取引に関する法律第26条第6項第1号に当たらないにもかかわらず、同法第9条の適用がない旨を告げてはならない。
 - 2 被告らは、被告らとの間で訪問販売にかかる上下水道に関する工事請負契約を締結した後、当該契約の申込みの撤回若しくは解除をし又はしようとする者に対し、その申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、威迫して困惑させる行為をしてはならない。
 - 3 訴訟費用は被告らの負担とする。
- との判決並びに仮執行宣言を求める。

請求の原因

第1 当事者

1 原告について

原告は、消費者の権利確立のために、消費者被害防止・救済のための調査・研究及び支援事業、各種消費者被害に関する情報の収集と一般消費者等に対する普及啓発事業等を行うことを目的とする特定非営利活動法人であり、平成20年5月28日に、内閣総理大臣より消費者契約法第13条に基づく適格消費者団体として認定されたものである（甲1）。

2 被告らについて

被告らは、いずれも代表取締役を桑原亮と定め、トイレの詰まり、蛇口の水漏れなどの上下水道にかかるトラブルに対し、消費者の依頼によりその自宅に

見積りに出向き、訪問販売の方法により工事請負契約を締結している事業者である（甲2，資格証明書）。

第2 被告らによる不実告知

- 1 被告らは、訪問販売の方法により工事請負契約を締結した消費者に対し、消費者が電話で住居での作業を要請した場合で、被告らが行った作業が電話で要請された作業の範囲を超えない場合、原則として、クーリング・オフの対象とならない旨の告知をしている（甲3，甲4）。

被告らは、上記のような方法で締結された工事請負契約に関しては、一律に特定商取引に関する法律（以下「特商法」という。）第26条第6項第1号に規定されている、「その住居において売買契約若しくは役務提供契約の申込みをし又は売買契約若しくは役務提供契約を締結することを請求した者に対して行う訪問販売」に該当するため、同法第9条に規定されているクーリング・オフの適用がないとの見解に基づき、消費者に対し、上記のような告知をしているものと考えられる。

- 2 しかし、例えば、特商法第26条第6項第1号に関する通達に「消費者が台所の水漏れの修理を要請し、その修理のために販売業者等が来訪した際に、台所のリフォームを勧誘された場合については適用除外に当たらないと考えられる。」とあるように、電話での作業要請によって、実際に締結された工事請負契約が一律に同法に規定されている適用除外に該当することはあり得ず、被告らによる原則としてクーリング・オフの適用がない旨の告知は、不実のことを告げているものと言わざるを得ない。

- 3 すなわち、被告らは、特商法第58条の18第1項第1号口にかかる同法第6条第1項第5号に掲げられたクーリング・オフに関する事項について、クーリング・オフを妨げる目的で不実のことを告げる行為を現に行い又は行うおそれがあるので、原告は、これを停止するよう請求するものである。

第3 被告らによる威迫困惑

- 1 被告らは、被告らとの間で訪問販売の方法により工事請負契約を締結した後、思い直してクーリング・オフの意思表示をした消費者に対し、クーリング・オフの適用の有無を高圧的に争い、これに困惑した消費者が、被告らに対するクーリング・オフの主張を全部断念し、あるいは、クーリング・オフに基づく既払金全額の返金を受けることなく一部の返金で被告らとの示談に応じるとの事態が生じている（甲5、甲6）。
- 2 すなわち、被告らは、特商法第58条の18第1項第3号に規定された、クーリング・オフを妨げる目的での威迫困惑行為を現に行い又は行うおそれがあるので、原告は、これを停止するよう請求するものである。

第4 消費者契約法第41条第1項に基づく請求書の送付

原告は、被告らに対し、平成30年7月2日、本件訴えの要旨及び紛争の要点等を記載した書面（甲7、9）を送付したところ、被告らからは、故意に特商法に違反したことはない旨の回答（甲9）があった。

第5 まとめ

よって、原告は、被告らに対し、

- (1) 特商法第58条の18第1項に基づき、被告らが、同法第58条の18第1項第1号口所定の事項のうち同法6条第1項第5号に掲げられた事項につき、不実告知を現に行い又は行うおそれがあることを理由として、その不実告知の停止又は予防
- (2) 特商法第58条の18第1項に基づき、被告らが、同法第58条の18第1項第3号所定の威迫して困惑させる行為を現に行い又は行うおそれがあることを理由として、その威迫困惑行為の停止又は予防

を請求するものである。

証 拠 方 法

証拠説明書記載のとおり

附 属 書 類

1	訴状副本	2通
2	証拠説明書	3通
3	甲号証の写し	各3通
4	資格証明書	3通
5	訴訟委任状	2通

当事者目録

- 〒650-0011 神戸市中央区下山手通5丁目7番11号
兵庫県母子会館2階C
原 告 特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット
上記代表者理事 鈴木 尉 久
- 〒650-0016 神戸市中央区橘通2丁目1番9号グリーンビル3階
すずらん法律事務所（送達場所）
上記訴訟代理人弁護士 北 村 拓 也
電 話 078-382-0724
FAX 078-382-0725
- 〒658-0051 神戸市東灘区住吉本町2丁目1番18号傘田ビル4階
神戸東灘法律事務所
同 弁護士 重 村 禎 昭
- 〒653-0024 神戸市長田区浜添通2丁目1番2-1号
被 告 株式会社関西住宅設備
上記代表者代表取締役 桑 原 亮
- 〒590-0953 大阪府堺市堺区甲斐町東6丁1番4-510号
被 告 株式会社アールサービス
上記代表者代表取締役 桑 原 亮